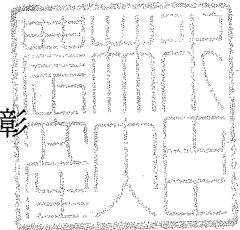


24消安第4252号
平成24年12月11日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 郡司 彰



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

- 1 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン（“京都微研,,カーフウイン6”）
- 2 フルニキシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤（バナミンペースト）

